

人・まち・キャンパス連携支援事業（大学・地域連携プロジェクト支援）  
実施要領

（目的）

第1条 この要領は、大学等（大学院及び短期大学を含む。以下同じ。）が市町村（京都府内市町村。以下同じ。）及び企業・団体等（京都府内で事業を行うものに限る。以下同じ。）と連携し、当該市町村をフィールドとして取り組む大学等の授業や研究活動等のプロジェクトを支援することにより、京都府内全体をキャンパス化するとともに、市町村や企業・団体等と結びつけた教育環境を整えることにより、大学等の魅力の更なる向上と京都府に愛着を持って地域課題の解決や府内産業に貢献する人材育成に取り組むことを目的とする。

（実施主体）

第2条 実施主体は大学等とする。

（プロジェクトの要件）

第3条 本事業で支援するプロジェクトは、大学等が市町村及び企業・団体等と連携し、当該市町村をフィールドとして活用して取り組む大学等の授業や研究活動等のプロジェクトであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 大学等の教員が指導教員として参画するものであること
- (2) 学生（大学等に在籍している学生。以下同じ。）が連携する市町村においてフィールドワークを実施するものであること
- (3) 企業・団体等と連携した取組を実施するものであること

2 前項の規定にかかわらず、宗教、政治若しくは選挙活動を目的としているもの、又は公序良俗に反するものその他本事業の目的に照らし知事が適当でないとするプロジェクトについては、支援の対象としない。

（プロジェクトへの支援）

第4条 府は、本事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、予算の範囲内において、別に定めるところにより、人・まち・キャンパス連携支援事業（大学・地域連携プロジェクト支援）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、別表1に掲げるものとする。

（事業計画承認申請書の提出）

第6条 大学等は、人・まち・キャンパス連携支援事業（大学・地域連携プロジェクト支

援) 計画承認申請書(別記様式第1号)を作成し、別に定める日までに、知事に提出するものとする。

(審査及び決定)

第7条 知事は、前条に基づく申請書が提出された場合において、添付された計画書の内容を別表2の評価基準に照らして審査し、支援するプロジェクトを決定し、結果を当該大学等に通知するものとする。

(報告会の開催)

第8条 大学等は、当該年度のプロジェクトの成果について活動市町村での報告会を毎年度1回以上開催するものとする。

(事業成果等の報告)

第9条 大学等は、当該年度のプロジェクトの成果について活動報告書(様式任意)を取りまとめ、別に定める日までに、知事に提出するものとする。

(学生の就職状況の調査)

第10条 府は、プロジェクトに参加した学生の卒業後の進路・就職状況についてフォローアップ調査を実施するものとし、大学等はこれに協力するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度分の補助金から適用する。

別表1（第5条関係）

補助対象経費

経費区分	内容及び基準等
賃金	臨時に雇用した者の賃金
報償費	指導又は助言等を得るための専門家等に対する謝金等
旅費	専門家等に対する交通費・宿泊料 調査、会議への出席等に要する交通費・宿泊料 学生のフィールドワーク実施に要する交通費、宿泊料 等
使用料及び賃借料	会議室等の使用料及び学生活動に係る施設の賃借料等
委託料	事業のコーディネート等に係る委託等
備品購入費	学生活動拠点等で使用する備品等
諸経費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料
その他	知事が特に必要と認める経費

<備考>次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費としない

- ・補助事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- ・食糧費

別表2（第7条関係）

評価項目	評価基準
目標設定	・制度の趣旨に合致した目標設定となっているか ・定量的な事業目標が設定されているか
事業構築	市町村が主体的に参画する取組となっているか
事業効果	具体的・定量的な成果目標を掲げており、その効果が期待できるか
実現の可能性	取組内容が、経費と照らし合わせ、妥当なものであり、実現可能な取組であるか
継続性	・補助期間終了後も継続できる取組となっているか ・事業効果の継続性、発展性が期待できるか